

現物取引実施細則

現物取引実施細則

(目的)

第1条 本細則は、業務規程第3条第18項の規定に基づき、現物取引の締結に関し必要な事項について規定する。

(TOCOMウインドウ)

第2条 業務規程第35条の2の4に定める相対交渉システム（以下「TOCOMウインドウ」という。）とは、当社が設置する電子計算機等を利用した相対交渉システムであって、次の各号の機能を有するものをいう。

- (1) 利用登録者（次条第1項第1号の者をいう。以下同じ。）及び閲覧可能者（次条第1項第2号の者をいう。）内における取引情報等の掲示
- (2) 利用登録者間における個別交渉
- (3) 利用登録者間における合意成立

(TOCOMウインドウの利用者登録等)

第3条 TOCOMウインドウを利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 利用登録者 当社の取引参加者であって、TOCOMウインドウの利用者登録を行った者
 - (2) 閲覧可能者 TOCOMウインドウの閲覧者登録を行った者
- 2 当社は、必要があると認めるときは、前項の登録を取消し、若しくは登録を拒否し、又はTOCOMウインドウに入力された情報を削除することができる。
- 3 本細則に定めるもののほか、TOCOMウインドウの利用者登録等に関し必要な事項は、当社が別に定めるところによるものとする。

(TOCOMウインドウの入力事項)

第4条 業務規程第35条の2の4の現物取引実施細則に定める入力事項とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 上場商品構成品及び取引単位（100グラム、1キログラムの別）
- (2) 売買の別
- (3) 受渡供用品
- (4) 受渡場所
- (5) 受渡日時
- (6) 枚数
- (7) 希望価格
- (8) 有効期限
- (9) その他の条件

(現物取引の売買約定の締結方法)

第5条 業務規程第35条の2の5に定める相対売買の交渉及び合意の手続きは、TOCOMウインドウにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、TOCOMウインドウの故障等により、当該手続きを行えない場合であって、当社が適当と認めた場合には、TOCOMウインドウ以外の方法で当該手続きを行うことができる。

(取引時間終了後に成立した取引の取扱)

第6条 業務規程第35条の2の3に定める取引時間終了後に成立した取引については、直後に開始される現物取引の取引時間の午前10時に成立したものとみなす。

(改廃)

第7条 本細則の改廃は、代表執行役社長の決裁をもって行う。

附則

本細則は、平成28年7月25日に施行する。

附則

第6条（取引時間外に成立した取引の取扱）の新設及び第2条（TOCOMウインドウ）から第6条（改廃）までの変更規定は、平成28年10月31日に施行する。